

生活困窮者支援制度における「中間的就労」の支援構造

—支援事業所への聞き取り調査とグランデッド・セオリーによる集約の試行—

○ 東洋大学博士後期課程 宮竹孝弥 (008254)

キーワード：3つの自立支援，中間的就労自立，準労働

1. 研究目的

生活保護受給者・生活困窮者に対し、社会福祉における就労支援は自立を目標としつつも、その理念と手法の開発は遅れており、支援の体をなしていないとまで言われる。この生活困窮者支援の出口に繋がる就労訓練は「中間的就労」と位置付けられている。そこで「中間的就労」について、福祉領域社会的企業による就労訓練実践の支援構造を研究の目的とする。

2. 研究の視点および方法

生活困窮者支援制度の全国の事業所 8 か所に、就労訓練についての聞き取り調査を行った。この結果を質的調査方法のクラシック版グランデッド・セオリー（以下 GT）により概念を抽出し、「中間的就労」の支援構造を検討した。GTでは通常は仮説を立てず「開かれた質問」によりデータを集約しながら「データ対話」し、核コンセプトを抽出する。今回は「中間的就労」とは、働けずにいる人々が一般就労を開始前の労働に準じた取り組みと仮定した。調査作業に当たり①「中間的就労」とはどのような支援方法か、②各事業所ではどのような「中間的就労」に取り組んでいるかを、インタビュー・ガイドとして実施した。

3. 倫理的配慮

所属大学大学院倫理審査委員会にて承認を得て、2016年2月より11月まで本調査を開始した。調査対象者に対して研究ならびに調査の趣旨について十分説明を行い、納得同意の上で協力を得て実施している。調査の趣旨とともに得られたデータは個人情報との厳重な管理と適切な処理を行い、研究以外の目的に用いないという研究の安全性を説明した。

4. 研究結果 （《 》は聞き取りデータ，【 】は抽出コンセプト）

（1）社会的企業の介入

生活困窮者支援において、入り口として相談者が初めに訪れた行政窓口からの紹介や社会的企業へ直接連絡などを経て、相談者との出会い【社会的企業の介入】が始まる。まず《「働きたいのに働けずにいる全ての市民」の相談にのる》ために《時間をかけて丁寧にアセスメントを行い》、その人に合った個別的な支援計画を組み立てる。利用者の社会福祉施設でのボランティア体験などでも、失業で傷ついた《自尊感情の回復》が生じてくる。通勤時間が考慮できるような多様な体験機会が用意されていれば参加が広がる。まず支援者と職場へ見学に行き本人の納得の上で就労体験を始め、その後《働く居場所》へ定期的に通うことで「日常生活の自立」を目指す。《段階的に就労過程を進める》ユニバーサル就労の取り組みもある。自立支援とは経済的自立だけではなく《就労・日常生活・社会生活の3つの自立支援を行う》支援であり、この視点で社会的企業は《自立支援をケアマネージ

メントする》が、何よりも《参加者主体で希望を聴き》希望を優先していく。社会的企業での支援は内部での会議や外部の第三者を交えるなどにより《支援の客観的体制が作られる》。

（２）福祉事務所、企業、地域とのネットワーク

就労体験の開始によって、「自分なんかいない方が良い」等と呟くトラウマから立ち直る人間回復のドラマが始まる。「中間的就労」では生活費を全て就労から捻出できなくても、「半福祉半就労」の生活として肯定的に捉えて行く。例えば高齢者が年金は少ないが生活保護は受けたくないのと、《生活費の不足分を給付に頼らず働きたい》ことへの支援である。就労創出のため企業と相談しその企業の一人分の仕事でなく、何人かの半端な仕事を集めて《仕事の切り出し》を企業に提案する場合もある。支援の取り組みでは当事者の【ストレングスを生かす】就労形態を生み出し《相談者の困っていることと企業のニーズをマッチング》することにもなる。社会的企業は《間に入り代弁者になって企業との関係を作っていく》。生活保護の中間的就労では「半就労半福祉」の生活が生活困窮者支援では《「半就労半社会参加」》に変化していく。「中間的就労」支援を行う福祉事務所、社会的企業は、《自立支援のハブ》としての役割を担っていき《中間的就労自立》の生活を支える。

（３）地域の社会開発

生活困窮者支援制度の就労訓練事業は公的な経済支援がなく、制度的な限界もある。しかし一方で行政の給付によって住民の力を奪っていないか、《行政に依存しない》取り組みも必要である。さらに《地域の困っていることとマッチング》させ仕事を開発する。仕事づくりの取り組みでは地域の衰退した仕事を再生化したり、過疎の地域に外部から仕事を探している移住者を受け入れたりして、《住民主体の仕事で町を良くしていく》と共に《制度の狭間にある人に課題解決型の地域ネットワークの構築》を行う。利用者が支援事業体の職員に転ずる事もあり、そこから【「支えられる側」から、「支える側」への「支えあい」が生まれる】。さらに社会的企業は、広範な制度・地域資源を生かして「支えあい」も支援していく取り組みを続けて行く。

5. 考察

就労訓練事業所は生活保護受給者と生活困窮者支援の両方に関わることもあり、この両者の制度関係が微妙になっている。生活困窮者支援の「中間的就労」は「ケアとコントロール」のソーシャルワークとして、制度の境界線に立ち入り一般就労手前にある「準労働」とも言える就労機会を創出し、制度の境界線を張り替える取り組みである。支援事業所は《自立支援ハブ》として、制度の入口・出口に関わり一般就労開始後もアフターケアに取り組み、場合によっては制度に《引き戻す》ことも行う。この一連の継続的な取り組みは社会福祉領域社会的企業の【中間的・就労自立・支援】と考えられる。

6. 参考文献

釧路市福祉部生活福祉事務所編集委員会(2016)「希望をもって生きる」全国コミュニティライフサポートセンター